

令和 7 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

1. 日 時

令和 7 年 3 月 2 5 日（火）午後 1 時 3 0 分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員

教 育 長	中 原 博
1 番委員	大 平 雅 章
2 番委員	吉 岡 洋 子
3 番委員	若 林 喜美代
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻 生 俊 哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落 合 努
図書館長	高 重 京 子
市民文化部文化課長	松 岡 保 範
学校教育課主任主査兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 剛
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	谷 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
市民文化部文化課主幹兼まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	豊 田 親 臣
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主事	岩 谷 千 夏

7. 会議録署名者指名

3 番委員（ 若 林 喜美代 委員 ）

4 番委員（ 宮 村 由 久 委員 ）

8. 会議録の承認

第 2 回臨時会、2 月定例会

9. 教育長報告

教育長 （令和 7 年 3 月定例会教育長報告に基づき報告）

10. 議案

教育長 議案第 11 号「亀山市夜間中学就学援助費交付要綱の制定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第 11 号「亀山市夜間中学就学援助費交付要綱の制定について」であります。提案理由としましては、令和 7 年 4 月から県立夜間中学校（みえ四葉ヶ咲中学校）の開校にあたり、学齢期を過ぎた夜間中学校に通う生徒のうち、生活困窮の生徒や保護者を対象とした就学援助を行うため、亀山市夜間中学就学援助費交付要綱を制定することについて、委員の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明をします。

（資料に基づき説明）

宮村委員 県立夜間中学に関するものであるが、他市町の動向はどのようなものか。また、今回の要綱制定にあたり、県から準則等は示されたのか。

総務課長 県下の状況ですが、学齢期を過ぎた多様化中学校につきましては、県内全市町が、それぞれ就学援助費に関する交付要綱を制定しており、その要綱を適用し、対応すると伺っています。ただ、夜間中学の部分については、現行の要綱では対応できないため、新たに制定する必要があります。そのような中で、県内の状況といたしましては、市では本市のみ、町では、朝日町、南伊勢町、紀北町の 3 町が令和 7 年 4 月から施行するということを把握しています。

また、以前に県教育委員会から情報提供という形で要綱例をいただいていますので、その内容も考慮しつつ、今回制定をさせていただくというものです。

宮村委員

前回の会議で、夜間中学へ亀山市から進学される方は現状掴んでいないとのことであったが、その中で市独自で運用することはいいことだと考える。中身についてであるが、第3条の交付対象者について、第1号については理解できるが、第2号の「当該年度又はその前年度において生活保護法に基づく保護の廃止又は停止の措置を受けた者」とはどのような方のことをいうのか。同じく第3号の「世帯の所得が教育委員会の定める基準以下の者」とあるが、その基準はどのようなものか分からず、今後作っていくというものになるのか。

また、第5条第2項では、夜間中学校の校長先生や民生委員の助言を求めることができるという規定になっているが、この項の適用というのは、どのような場合か。第3条第4号の教育委員会が就学援助を必要と認めた者について、助言を求めることができるというものなのか。

保給GL

第3条の各項については、基本的には現行の就学援助の仕組みと同じ形にしたものとなっています。生活保護を廃止された方といいますのは、通常、前年度の所得が、教育委員会が定める基準以下のものという部分におおよそ該当してくることとなります。よって、実際には、こちらの基準を適用して判定していますが、ほとんど就学援助と同じ形で運用させていただいています。

また、第5条第2項については、委員ご指摘のとおり、必要あるときは助言を求めることができるという規定になっていますが、同じく現行の就学援助と同じ形としています。

総務課長

第3条第3号の「教育委員会の定める基準以下」については、現行の就学援助と同じ基準ですが、世帯所得が生活保護基準の1.5倍未満を基準としています。

教育長

生活保護を受けている世帯は、この就学援助制度は適用されないということか。

総務課長

そのとおりです。

教育長 生活保護が廃止になったときは、少し収入が増えたのかどうか分からないが、まだ困窮状態と考えられるため、この制度を適用するという考えか。

総務課長 そのとおりです。

若林委員 1点目、第5条第1項に就学援助認定の決定を行うとある。学齢期の子どもたちが就学援助を受ける際には、その決定を行う委員会等があると思うが、この夜間中学の場合については、同様の委員会等の決定によるものなのか、又は別の委員会等が設置されるのか、どのような運用となるのか。

総務課長 2点目、第7条の援助する内容について、通学用品は現行の就学援助にもないものであるのか。

総務課長 1点目、委員からご意見いただいた委員会については、特例認定検討委員会のことと思います。例えば一旦不認定となった場合に、年度途中で世帯の状況が変わり、生活が著しく困窮状態に陥ったという場合には、この検討委員会に諮り、認定不認定の判断をさせていただいています。そういった中で、この夜間中学については、先々を見据えてはいるものの、実際運用を行ってから、どの程度の方が対象となるか分からない部分があり、一旦は4月から運用を開始し、対象者がいるようであれば、そのようなことも今後検討していかなければならないと考えています。

若林委員 2点目、通学用品費については、当初から夜間中学の方は対象とする予定はありません。

総務課長 通常の就学援助の対象には通学用品はあるということか。

宮村委員 そのとおりです。

学校課長 間もなく新学期となるが、亀山市から就学される方は揃っているのか。

学校課長 正式に三重県から情報は来ていませんが、保護者には対象者があるということは直接通知されている状況です。亀山市でも学びの多様化学校コースに就学される方について連絡は来ていますが、一方で夜間中学校コースについては義務教育機関ではないため、その情報が市教育委員会に連絡があるということは承知していません。

宮村委員 希望者は全員行けそうなのか。

学校課長 本年度の募集定員が50名程度というところに対して、多少希望者が多いものの、県の方向性として、本年度については希望した方

は、基本的には入れるような体制を整えるということを伝え聞いています。

教育長 県内では学齢期を超えた子ども、大人も含めてとなるが、支援をしていく体制が市では本市だけとなる。大切な要綱となると考えている。経済的に困っている家庭に、うまく支援を届けられたらと考えている。

(異議はなく、議案第11号は可決される。)

教育長 議案第12号「亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第12号及び議案第13号につきましては、いずれも遠距離通学費補助金の額を変更するための例規改正にかかる案件でございますので、一括説明させていただいてよろしいでしょうか。

教育長 では、議案第12号及び議案第13号について事務局より一括で説明を求める。

教育部長 議案第12号「亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について」、議案第13号「亀山市関地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について」であります。提案理由としましては、市内の一部地域から亀山中学校又は中部中学校、関中学校に通学する生徒の遠距離通学費補助金の額を変更することに伴い、亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学補助金交付要綱、亀山市亀関地区遠距離児童・生徒通学補助金交付要綱を一部改正することについて、委員の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明をします。

(資料に基づき説明)

若林委員 亀山地区と関市区と要綱があるが、対象となるのは、関地区について通学距離が4km或いは6km以上の児童生徒という記述がある一方で、亀山市地区は地域で区分されている。それぞれの距離を把握しているからこのようになっているのか。この違いについて伺いたい。

教育部長 遠距離通学にかかる交付要綱については、かなり古い段階、合併前からそれぞれ旧亀山市、旧関町の時から運用してきたものとなっています。その中で、亀山地区は距離ではなく地区で、ここの地区に関しては一定距離もあるという判断で補助対象にするという運用

となっており、実際の距離だけではなく居住地域によって補助対象としています。一方、関地区については、公共交通機関であるバスや鉄道を使うこともあり、そういった中で距離を一定程度示した中で、交通機関の利用する料金を全額負担するという形としています。制定当時の背景については把握できないという部分があります。よって、現状は、旧来の例に倣って運用し、また準用させていただいているという形でご理解いただきたいと思います。

宮村委員 過去は大分古いときからこのような制度があったことは理解する。また、他市の状況も非常に少なくなっている中で、将来はどのようにしていくのか、検討課題となっていることも理解できる。そのような中で、旧亀山市は地域で、旧関地区は距離での基準となっているが、その基準も一緒に統一したら如何か。未だに、引き続き別々にしないといけない必然性等があるかどうか疑問に思う。

吉岡委員 亀山地区と関地区の対象人数を教えてください。また、補助が少なくなるということで、保護者や児童生徒、また地域の方々等説明はどのように行っているのか。

総務課長 対象者については、令和7年度の対象者の見込みとして、亀山中学校11名、中部中学校10名、関地区で1名です。また、保護者等への説明については、今回の会議を経た後、学校を通じて丁寧に説明したいと考えています。

教育部長 宮村委員のご意見については、それぞれの地区で様相は異なっているものの、先ほど総務課長から説明申し上げましたとおり、この補助の運用については、さらに詰めた検討を行い、今後どうするかという部分も視野に入れながら進めていく必要があるかと考えます。そのような中で、整理をさせていただきたいと思います。

大平委員 例えば、関地区を例にとると、白木一色から関中学校については、おそらく4kmもないと思う。一方、亀山地区では、木下から亀山中学校については、おそらく4kmを超えと思う。この辺りについても、もう少し距離の観点から平等化すべきではないかと考えるが如何か。

教育部長 ご指摘のとおり、やはり単純に距離だけで示していない部分もあり、また一方では、その地区単位で括ってしまうと、同じ町内にありながら対象となるならないで、不整合も生じる恐れもございます。

す。先ほど申し上げましたが、やはり制度そのものについて、抜本的に整理をしていく時期も来ていると考えていますので、今後の通学補助に関しての考え方を整理する中で、今のような課題を把握し、また整理をさせていただければと思います。

教育長

対象の地域や距離の考え方については、かねてから少々微妙な部分もある。現状、平等感についても整理は必要かもしれないが、今回の提案については、補助金の額を変更ということについて、審議をいただくということである。先ほど説明のあったように、県内では伊賀市と亀山市のみが導入している制度であるということと、亀山市は伊賀市を含め他市町よりも手厚く補助をしてきた中で、見直しを行い、減額を行うということである。保護者や生徒にとっては、補助額は手厚い方がいいわけであるが、今回事務局から説明のあった考え方で運用していきたいという提案である。ご理解いただきたい。

(異議はなく、議案第12号及び議案第13号は可決される。)

教育長

議案第14号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」事務局の説明を求める。

教育部長

議案第14号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」であります。提案理由としましては、亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和7年3月31日満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和7年4月1日付で亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱することについて、委員の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明をします。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第14号は可決される。)

教育長

議案第15号「亀山市立図書館蔵書計画の改定について」事務局の説明を求める。

教育部長

議案第15号「亀山市立図書館蔵書計画の改定について」であります。提案理由としましては、令和2年3月に策定した亀山市立図書館蔵書計画について、令和6年度が最終年度となることから、第3次亀山市総合計画や関連計画の期間との整合性を図るため、亀山

市立図書館蔵書計画を改定することについて、委員の議決を求めるものです。詳細につきましては、図書館長より説明をします。

(資料に基づき説明)

宮村委員 この蔵書計画は元々令和2年から令和6年を期間とした計画であり、その時には既に図書館建設の計画は進んでいたというものか。

図書館長 そのとおりです。

宮村委員 ということは、この蔵書計画にも新図書館の蔵書のあり方という部分も掲載されているということか。

図書館長 そのとおりです。

宮村委員 そうであれば、今回令和6年度が終わるにあたり、様々な現状や課題を見つめ直してみると、ちょっとした不具合等もあったことから、その部分について修正しようという理解でいいか。ただ、令和6年度で計画期間が終わる中で、市総合計画に合わせてあと2年間は延長し、本格的には令和8年度からの次の段階で蔵書計画を練り直すと理解した。その中で、とりあえずその繋ぎの期間として、2年間だけ延長し、当面課題となっている部分だけ一部修正をしておくという位置付けの計画でいいのではないかと考える。少し計画の改訂と銘を打つと違和感がある。

教育部長 この蔵書計画については、新図書館を整備するにあたり初めて作ったものであり、旧図書館の段階では、このような蔵書にかかるビジョン等を示したものはありませんでした。サービス計画も同様であり、新図書館を整備するにあたり、このような蔵書の方針を行っていこう、サービスをしていこうというものを造る作業を整備計画の中で進めていったという経緯があります。ただ、ご指摘のように、本来であれば、総合計画や学校教育ビジョン、生涯学習計画、読書活動推進計画といった計画と終期を整合させていくというのが良かったと認識しているとともに、この蔵書計画のちょうど中間点で、新しい図書館の開館というのを迎えるということもあり、その時点で、開館してみた状況を反映させることも必要と判断した上で、計画期間を無理に長く引っ張らず、一旦は5年とさせていただきました。このようなことから、今回は開館後の状況の内容を入れた点と、開館前のものをいつまでも残しておくこともおかしいという点等の文言整理をさせていただきましたが、内容的については大きく抜本

的に変えていく必要もないという判断もあり、まずは、他の分野別計画や総合計画等と終期を合わせるため、2年延伸とさせていただいたものです。その上で、総合計画や分野別計画との整合も図りながら、ある意味では第2次蔵書計画という形で策定する流れの方がいいのではないかという判断のもと、今回については、このようないわゆる小規模改定という形とさせていただきました。

教育長 宮村委員ご指摘の内容と同様と理解した。資料にある選書基準というものはあるのか。

図書館長 ありますが、申し訳ありませんが、本日の資料では添付していません。

若林委員 資料5ページに「識字障害」という文言がある。この単語はあまり一般的ではないという印象がある。決して間違いではないと思うが、このような分野に携わっている方々が気になるのではないかとと思うので、配慮した方がいいのではないかと考える。

教育長 「障害」の表記も含め、十分配慮が必要な文言かと考える。

教育部長 この点については、事務局の方で整理し、修正させていただきたいと思います。

教育長 では、一部ご指摘のあった部分を修正し、私に一任していただくこととし、可決することに異議はないか。

(全委員異議なし)

(異議はなく、議案第15号は可決される。)

教育長 議案第16号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第16号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」であります。提案理由としましては、亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の任期が令和7年3月31日に満了となるため、亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例第13条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和7年4月1日付けで亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めものです。詳細につきましては、文化課長より説明します。

(資料に基づき説明)

宮村委員 再任、新任の内訳はどうか。

文化課長 全員再任となっています。
(異議はなく、議案第16号は可決される。)

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項2「亀山市小規模特認校制度に関する要領(案)について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)

若林委員 今回、要領を策定することとなり、本当に良かったと感じている。特に第3条で「教育委員会との協議」という文言が入っており、いい方向ではないかと考える。その中で質問であるが、第4条第3項に「特認入学の募集人数は、当該学校通学区域内の児童生徒数とする」とある。実態に応じて決定することは理解できるが、これはどういう意味か。

学校課長 現在、明文化はされていないものの、現状の白川小学校がこのような運用を行っているものです。要するに教育委員会が指定している区域から就学する児童生徒の数を上回っての数までは認めないというものです。例えば、白川地区で15人の児童が通っている場合、特認としてはその15人を超えては認めないという形です。

教育長 白川小学校では、児童数分の半分以上が地域外から来た場合は、どのように対応するのか、これ以上の募集をしないのか、少し立ち止まって考える制度となっている。要するに、地元の児童生徒の方が少なくなったら、この制度を続けるのかどうかという考えである。

学校課長 参考となりますが、現状、白川小学校については、本来の通学区域からの児童と特認制度を利用している児童の割合を示すと、ここ数年ばらつきはあるものの、14%から35%の間で特認制度の児童が推移しており、半分を超えることは現実的には起こっていない現状です。

教育長 しかしながら、この先10年を考えたときに、それを超えていく場合はあるかもしれない。そうなった場合は、その実態に応じて決定するということか。

学校課長 そのとおりです。

教育長 考えなくてはいけないのは、やはり地域から学校をなくさない、地域とともに学校はあるという大きな制度の趣旨があり、その部分を鑑みて、特認制度利用者が半分以上超えた場合もどうするかということ、改めて教育委員の皆様方のご意見も参考にしながら、学校長や学校運営協議会の会長と協議していくことだろうと考えている。

宮村委員 いずれにしても、特認制度を導入するときには、学校運営協議会において協議し、承認を得て導入することになる。学校運営協議会ということは、地域に繋がったところであり、募集人数についても、任せてあげてもいいのではないかと思う。学校運営協議会として、半分以上でもいい・いけないという考え方の違いもまたいいのではないかと思う。ただ、少し違うとなった時に、どこかで教育委員会が歯止めをかけられるような文言が入っていれば、あえて第4条第3項に明記することに少し違和感があった。あくまで意見としてである。

 また、現在進行している野登小学校については、この要領は該当しないと考えるが、間もなく新学期が始まる中で、野登小学校の現状はどのようなか。

学校課長 令和7年4月1日からこの特認校制度を利用して野登小学校に通いたいということに関して、そのような状況にはありません。

宮村委員 希望者がなかったということか。

学校課長 議会等でも報告させていただきましたが、まだ周知を行っている段階ですので、4月1日だけではなく途中転入学ももちろん可能となりますので、そういう意味では、令和7年度内でどのような形になるのか注視していく必要があると考えています。

教育長 ご指摘の第4条第3項については、要検討とさせていただきたいと思う。まだ、この要領は決定ではないが、いつまでもずるずると引っ張るつもりもなく、令和7年度早々に改めて提案させていただきたいと思う。また、この要領に則り、特認校制度導入の

希望があれば、教育委員会で報告や協議を踏まえて運用していきたいと考えている。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項3「令和7年度幼稚園入園式及び小中学校入学式にかかるお祝いの言葉について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項4「亀山市立図書館施設利用に関する内規(案)について」説明を求める。

(図書課長詳細説明)

宮村委員 図書館の開館後2年経過し、何か具体的に図書館で困っているとか、目に余る事例とかが過去にあったため、2年経過しているが、内規を作ることとなったのか。若しくは2年間経ってきて、いろいろ経験する中で、図書館協議会の意見等もあり、今回作ることとなったのか、その辺りの背景について教えていただきたい。

図書館長 開館後2年経ちましたが、貸し館ではない中で図書館の施設を普通に会議で借りられるかといった問い合わせが今でもあります。その対応や、どうして使えないのかという説明にも時間を要しているのが現状です。ご意見をいただくのは有難いことですが、このような背景から内規を作成し、ホームページ等で周知を図りたいと考えています。また、図書館との共催に関しても、特に内規によって変わることはありませんが、同様に明文化し、より使いやすい図書館にしていきたいという想いがあります。

宮村委員 これまでに公序良俗に反するような部分とか、目に余るような事例とか、そのようなことがあったという訳ではないということか。

図書館長 はい、そのような事例はありません。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項5「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項6「亀山市ネコギギ保護指導委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(文化課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項7「亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(文化課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項8「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。

(総務課長、学校課長、生涯課長、図書館長詳細説明)

報告事項9「後援事業について」資料確認

12. その他

特になし

13. 閉会

午後3時2分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3 番委員

4 番委員